金融商品取引法第 37 条（広告等の規制）にかかる留意事項

手数料等について

お客さまは、GO ファンド株式会社（匿名組合の営業者または任意組合の業務執行組合員）（以下「当社」といいます。）に対し、直接、手数料や報酬は支払いません。当社に対しては出資金が含まれる匿名組合財産または任意組合財産から次の報酬が支払われます。

【管理報酬】匿名組合財産から毎月末に、各クラス（出資時期毎の月ベースの単位）の評価額に年率２%を乗じた金額の１ヵ月分を、管理報酬として各クラスからお支払いいただきます。
任意組合財産から毎月末に、各クラス（出資時期毎の月ベースの単位）の評価額に年率２%を乗じた金額の１ヵ月分（税別）を、管理報酬として各クラスからお支払いいただきます。

【成功報酬】匿名組合財産から毎月末に、各クラスの評価額（管理報酬控除後）とハイ・ウォーター・マーク※を比較し、超過収益に 30%を乗じた金額を成功報酬として各クラスからお支払いいただきます。
任意組合財産から毎月末に、各クラスの評価額（管理報酬控除後）とハイ・ウォーター・マーク※を比較し、超過収益に最大 30%(税別)を乗じた金額を成功報酬として各クラスからお支払いいただきます。
※ハイ・ウォーター・マーク：過去の全ての計算日における、各クラスの評価額（管理報酬および成功報酬控除後）の最高値

【その他の負担する費用】匿名組合または任意組合の事業に関連して発生する費用として、匿名組合財産または任意組合財産の取得および処分にかかる費用、会計帳簿等の会計記録の作成費用、弁護士等の専門家費用、その他の匿名組合または任意組合の事業に関連して発生した費用等は、すべてお客さまの出資金が含まれる各組合財産より支払われます。匿名組合または任意組合への出資時には金融機関の振込手数料がかかります。振込手数料については、金融機関により相違・変動するものであり、事前に料率等を示すことができません。

リスク等について

① 出資対象事業に係るリスク

匿名組合出資または任意組合出資は、一定の収益の分配及び出資金の返還を保証しているものではありません。各組合出資につき、払込出資金の一部又は全部に損失が生じる可能性が存在します。また、任意組合出資では元本を上回る損失を被る可能性もあります。

② 先物取引等に係るリスク

匿名組合または任意組合は、日本国債、国内外の株価指数先物及び国内外の債券先物取引（以下本項目では総称して「先物取引等」といいます。）ならびに GO ファンド投資事業組合マザーファンドを通じて先物取引等を行います。先物取引等の取引価格は、対象とする原商品の指数の変動、金利、為替の変動等により上下しますので、これにより各組合が損失を被ることがあります。

先物取引等は、少額の証拠金で多額の取引を行うことができることから、時として想定外の多額の損失を被ることがあります。また、その損失は各組合が差し入れた証拠金の額だけに限定されない場合があります。さらに、相場の変動等により先物取引等の計算上の損失額が発生した場合は、追加証拠金の差入れが必要になることがあり、結果的に元本超過損が生じるリスクがあります。

株価指数先物取引はあらかじめ決められた時限までに反対売買もしくは、SQ 決済などで決済を行わなければならない取引です。このため、決められた時限までに反対売買による決済を行わない場合は、各組合が SQ 決済などで想定外の損失を被ることがあります。

③ 信用リスク

当社が倒産手続に服する場合やその他の理由により匿名組合または任意組合を脱退する場合など業務や財産の状況の変更があった場合、当社が業務を継続できないことがあり、後任の営業者または業務執行組合員が選任されず各組合が解散する、十分に投資が進捗を待たずに解散する場合や適切でない時期の投資の処分が要求される等、各組合の運用成績に悪影響を及ぼすおそれがあり、これにより各組合が損失を被ることや分配の支払が滞ったり、支払不能となるリスクがあります。

また、前述のとおり、先物取引等は、少額の証拠金で多額の取引を行うことができることから、時として想定外の多額の損失を被ることがあります。また、その損失は各組合が差し入れた証拠金の額だけに限定されない場合があります。さらに、相場の変動等により先物取引等の計算上の損失額が発生した場合は、追加証拠金の差入れが必要になることがあります。当社の業務や財産の状況の悪化により証拠金の差し入れが滞る又は支払不能となることで、任意組合出資については結果的に元本超過損が生じるリスクがあります。

株価指数先物取引はあらかじめ決められた時限までに反対売買もしくは、SQ 決済などで決済を行わなければならない取引です。当社の業務や財産の状況の悪化により決められた時限までに反対売買による決済を行われない場合は、各組合が SQ 決済などで想定外の損失を被ることがあります。

④ 流動性リスク

各契約の譲渡は同契約により制限されており、当社の同意が必要です。また、各契約に基づく組合員たる地位を取引する市場は現時点では存在しません。

上記の手数料等及びリスク等はすべてのリスクを網羅したものではありませんので、各商品等の契約締結前交付書面やお客さま向け資料等をよくお読みください。

商　号　等　GO ファンド株式会社　金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 3300 号

加 入 協 会　一般社団法人日本投資顧問業協会　一般社団法人第二種金融商品取引業協会　（令和７年２月７日現在）